

税理士に想定を超える負担があったと認めるも

# 税理士が決算期末前に契約解除、納税者にとって不利な時期に該当

本特集では、最近の税理士損害賠償請求事件を2件紹介する。1件目は、税理士法人が原告の会社の決算期末の2か月前に一方的に委任契約を解除したというもの。裁判所は、税理士法人側に委任契約の内容を超える負担はあったものの、契約解除により生じる損害を原告の会社に甘受させることは相当とはいえないとの判断を示し、税理士法人側に195万円の損害賠償責任を認めている。また、2件目は、税理士法人が顧問先に対する当初の消費税が還付になるとの説明とは異なり実際には消費税の納付が必要になったというもの。本件では、原告に具体的な実害が生じていたとは認められないとし、原告の主張が斥けられている。

## 税理士法人が決算期末の2か月前に委任契約を一方的に解除

最初に紹介する税賠事件は、納税者にとって不利な時期に税務書類の作成業務等の委任契約を解除したとして税理士法人に対して損害賠償を求めたものである（東京地裁令和8年2月6日判決、令和6年（ワ）第448号）。

原告は、被告の税理士法人は10月11日に、同月末日をもって委任契約を解除する旨を通知しており、原告らが12月決算会社であることからすれば、これは原告らにとって不利な時期に委任契約を解除したことに当たると

した。また、税理士法人は、原告らにおける業務量の増加により対応が困難になっていたのであれば、原告らと協議の上、事業年度の終了とともに契約を終了するなどの対応をとることが可能であったと主張。一方、税理士法人側は、原告A社は上場を目指し、原告B社を買収するなど、業務量は増加の一途をたどっていたことに加え、被告代表者の病気により、原告らの業務を続けることが極めて困難になったなどと主張した。

## 後任の税理士を見つけること自体が困難

裁判所（秋山沙織裁判官）は、原告ら代表者は前任の税理士法人（被告）が期中で契約を解除しているという経緯から後任を引き受けてくれる税理士がなかなか見つからなかったと述べており、この供述は解除の通知の時から後任の税理士法人との契約の締結まで2か月以上を要し、かつ、契約締結の日が事業

年度末日の約2週間前であるという事実の経過と整合的であると指摘。これらの経緯を考慮しても、決算期まで2か月という解除の時期は、原告A社が遅滞なく他の税理士に事務処理を委任するのが困難な時期であるというべきであり、原告A社にとって不利な時期の解除に当たるとした。